

利用料表（概算）

さん舞子神港園いこいの家
令和8年8月1日
単位（円）

I.介護保険サービス利用料（介護保険基本金額）介護保険負担割合証に準ずる

要介護度	サービス種別	1割負担		2割負担		3割負担	
		1日	1か月（30日）	1日	1か月（30日）	1日	1か月（30日）
1	ユニット型個室	707	21,186	1,413	42,371	2,119	63,557
2		780	23,399	1,560	46,798	2,340	70,197
3		859	25,771	1,718	51,541	2,577	77,311
4		934	28,016	1,868	56,031	2,802	84,046
5		1,007	30,198	2,013	60,395	3,020	90,592

II.居住費及び食費介護保険負担限度額認定証に準ずる

段階	年間所得金額	種別	居住費		食費	
			1日	1か月（30日）	1日	1か月（30日）
1	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	個室	880	26,400	300	9,000
2	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間で82.65万円以下の方	個室	880	26,400	390	11,700
3の①	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間で82.65万円超120万円以下の方	個室	1,370	41,100	680	20,400
3の②	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間で120万円超の方	個室	1,470	44,100	1,420	42,600
4	・上記以外の方	個室	3,000	90,000	1,900	57,000

III.その他のサービス利用料

	サービス項目	内容	頻度	金額
1	預り金等管理料	通帳管理等、財産管理預り金等管理委託料	1か月	2,200
2	生活支援サービス料	生活支援に必要なサービス料金	1か月	1,100
3	ホーム喫茶	施設内ホーム喫茶における、珈琲、お茶、おやつ等の料金	1回	実費
4	各種クラブ活動	各種クラブ活動に必要な備品購入等にかかる料金	1回	実費
5	日常生活消耗品	歯ブラシ・入れ歯等の個人用消耗品にかかる料金	1回	実費
6	日帰り旅行	日帰り旅行にかかる料金	1回	実費

※Ⅰ・Ⅱ・Ⅲにおいて該当する部分の合計額が個人負担額の概算金額となります。

IV.その他の実費サービス

	サービス項目	内容	頻度	金額		
1	理美容	カット・パーマ・ヘアマニキュア等の理美容にかかる料金	1回	カット 実費	顔そり 実費	カラー 実費
2	医療費等	診療・薬代		実費		

※金額は、税込み金額となります。

介護保険サービス 加算項目説明

V. 介護保険サービス利用料 (体制加算) 単位 (円)

加算名称	日額			内容
	1割	2割	3割	
栄養マネジメント強化加算	12	23	35	必要数の栄養士の配置、栄養状態等の情報を厚生労働省へ提出
日常生活継続支援加算Ⅱ	49	97	146	要介護の高い入居者の割合が一定の基準を上回る場合
看護体制加算Ⅰ	7	13	19	一定の基準の配置条件を満たすことに
夜間職員配置体制加算Ⅳ	35	70	105	夜勤時間帯を通じて、喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること
精神科医療養指導加算	6	11	16	精神科医による定期的な療養指導が月2回以上行われていること
安全対策体制加算 (入所時に1回)	21	42	63	事故発生防止のため、外部研修を受けた担当者の配置等、安全対策を実施する体制が整備されていること
介護職員処遇改善加算Ⅰ(口)	基本単位+各加算に17.6/100を乗じた単位数により計算された額の1割～3割			

VI. 介護保険サービス利用料 (個別加算)

加算名称	日額			内容
	1割	2割	3割	
初期加算 (入所から30日)	32	64	95	入居された日から30日間
個別機能訓練加算Ⅰ	13	26	38	個別機能訓練計画に同意を頂き、個別機能訓練の開始日から
外泊・入院時加算	260	519	778	入居者が病院等へ入院した場合、または外泊した場合に要した日数
看取り介護加算Ⅰ	76	152	228	看取り介護を同意された場合、死亡日の31日～45日前まで
	152	304	456	看取り介護を同意された場合、死亡日の4日～30日前まで
	717	1,434	2,151	同様に、死亡日に3日前まで
	1,350	2,699	4,048	同様に、死亡日
加算名称	月額			内容
	1割	2割	3割	
科学的介護推進体制加算Ⅱ	53	106	159	ADL、栄養状態、口腔機能、認知症、疾病の状況等、心身状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出した場合算定
口腔衛生管理加算Ⅰ	95	190	285	医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔衛生理を行うことや介護職員への指導・相談を計画的に実施した場合算定
協力医療機関連携加算	6	11	16	協力医療機関との連携の下でより適切な対応を実施する体制を整備している場合算定
生活機能向上連携加算Ⅱ	106	211	317	訪問リハビリ事業所のセラピストが施設を訪問し、施設職員と共同でアセスメントの実施、個別機能訓練計画を作成した場合算定
生産性向上推進体制加算	11	21	32	ICT等のテクノロジーを導入し介護サービスの質の確保や職員の負担軽減に努めた場合算定

概算利用料金 (1か月)

Ⅰ 介護保険サービス利用料	+	Ⅱ 居住費及び食費	+	その他(Ⅲ～Ⅵ)	=	合計